本号で公布された法令のあらまし

◇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三百五十号）（デジタル庁）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、令和八年五月二十六日とする。

◇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三百五十一号）（デジタル庁）

１　個人番号カードの記載事項

個人番号カードの記載事項として、旧氏の振り仮名を追加する。（第一条関係）

２　その他

その他所要の規定の整備を行う。

３　施行期日等

⑴　この政令は、一部を除いて行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月二十六日）から施行する。（附則第一項関係）

⑵　この政令の施行に関し、必要な経過措置を定める。（附則第二項関係）

◇電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三百五十二号）（総務省）

１　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令に関する事項

⑴　住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十四第一項に規定する旧氏等記載者に係る署名用電子証明書の記録事項について、旧氏の振り仮名を追加するものとすること。（第三十三条関係）

⑵　その他所要の規定の整備を行うこと。

２　附則

⑴　この政令は、公布の日から施行するものとすること。ただし、附則第三条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月二十六日）から施行するものとすること。（附則第一条関係）

⑵　この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。（附則第二条～第五条関係）

政　令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十月十日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百五十号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）附則第一条第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、令和八年五月二十六日とする。

内閣総理大臣　石破　茂

総務大臣　村上誠一郎

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十月十日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百五十一号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の一部の施行に伴い、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項第七号の規定に基づき、この政令を制定する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第七項第六号」を「第二条第七項第七号」に改め、同条第二号中「旧氏」の下に「及び旧氏の振り仮名」を加える。

第二十七条の二第一項中「第十三条第一号、第二号及び第四号」を「第十三条第一項第一号、第三号及び第五号」に改め、同項ただし書中「第十三条第五号」を「第十三条第一項第六号」に改める。

第二十七条の三第二項中「第十三条第一号、第二号及び第四号」を「第十三条第一項第一号、第三号及び第五号」に改め、同項ただし書中「同条第五号」を「同項第六号」に改める。